2026 年度　大学院法学研究科修士課程
春季入学試験（専門科目〔国際私法〕筆記試験）

以下のⅠとⅡの問題の両方に答えて下さい。Ⅰの小問(1)と小問(2)に対しては、結論だけでなく法的根拠も記述して下さい。「法の適用に関する通則法」、「民事訴訟法」、「人事訴訟法」、「民事執行法」等の規定の適用がある場合は、適用される具体的な条文も挙げて説明して下さい。

Ⅰ．　日本人Ｘ（日本国籍だけを有している）と甲国人Ｙ（甲国籍だけを有している）は、日本で適法に婚姻し、その後も 2 人は日本において婚姻生活を送り、2 人の間の子Ｚも誕生した。ＸとＹとの間では、Ｘが主に家事を担当し、Ｙが会社に勤めて給与を得ることによって家族の生活費をまかなうということで合意ができていた。

ところが、子 Ｚ が生まれて 2 年ほど経過したころ、Ｙ は、勤務していた日本の Ａ 会社からの出向で、海外子会社（Ｂ 会社）の本社（甲国に所在）で働くことになり、Ｘ と子 Ｚ を日本に残して単身で甲国において生活するようになった。当初は、Ｙ から Ｘ に定期的に生活費の送金があったが、Ｙの Ｂ 会社への出向後 2 年の時が経過したころから、Ｙからの生活費の送金がストップし、Ｘが Ｙに連絡しようとしても、Ｙは Ｂ 会社で働くのをやめていて、Ｙが甲国にいるのかどうかさえわからない状態になっていた。

そこで、Ｘ は、日本の裁判所で、Ｙ を相手取って離婚訴訟を提起したいと考えている（訴訟提起時には、Ｙが日本を離れてから既に 5 年以上の時が経過していたものとする）。

(1) Ｘが Ｙを相手取って日本の裁判所で離婚を求めて訴えを提起しようとする場合、日本の裁判所の国際裁判管轄は認められるでしょうか。

(2) 日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合、日本の裁判所は、離婚の準拠法として如何なる国の法を適用すると考えられますか。

Ⅱ.　外国判決の承認要件の１つである「判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。」（民事訴訟法 118 条 3 号）という要件の意義について、具体例を挙げて論じて下さい。